

# 新しい「きたかみいきいきプラン」策定

問い合わせ  
長寿介護課 ☎72-7218

## 介護保険料が変わります

### ◆今後も進む高齢化

平成12年に介護保険制度がスタートしてから15年が経過しました。市の高齢化率は年々上昇し、26年には過去最高の24.5%を記録、29年には26.5%になる見込みです(グラフ1参照)。

また、介護保険の要介護認定を受けている人は、25年10月の4,104人から26年10月には4,213人に増え、今後も増加傾向が続くと予測されます(グラフ2参照)。

### ◆地域で支え合う仕組み

こうした傾向を踏まえ、市は「地域で支える北上型地域包括ケアの実現」を基本理念として、27年度から29年度までを期間とした「きたかみいきいきプラン(第7次北上市高齢者福祉計画・第6期北上市介護保険事業計画)」を策定しました。

このプランは、団塊の世代が75歳になる37年(2025年)を見据えて、高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」実現のために、地域で支え合う仕組みを段階的に構築していく計画です。

### ◆新しい計画の特徴

国の社会保障制度改革に伴う介護保険制度の大幅な改正により、安心した在宅生活の継続を目指して、今回の計画から新たな仕組みによる介護保険制度が始まります。概要は次のとおりです。

#### ①高齢者を地域で支えます

地域包括支援センターを支援機関の中心として行政や関係機関が連携して、生活支援サービスの開発、認知症高齢者やその家族の支援、医療と介護が連携して在宅生活を支える体制整備などに取り組みます。

お近くの地域包括支援センターは表1のとおりです。気軽にご相談ください。

#### ②高齢者がいつまでも健康で暮らせるように

要介護状態にならないよう、さまざまな介護予防事業の企画の充実や、高齢者自ら活躍できる機会や居場所づくりに取り組みます。

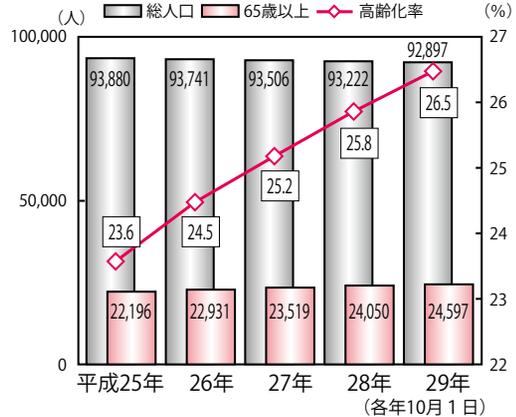
#### ③必要な介護サービスが利用できるように

要介護状態となった高齢者への施設サービスや、24時間対応型など在宅サービスの体制充実に取り組みます。

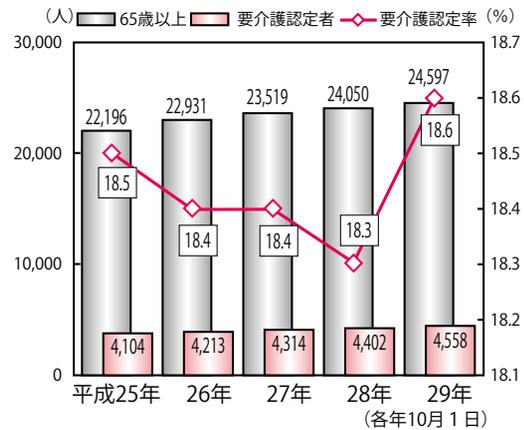
#### ④所得に応じた公平な負担で運営します

所得の低い人への配慮を継続し、所得や資産がある所得の高い人へのサービス利用料の引き上げなど、所得に応じた負担により適正で持続的な介護保険制度の運営に取り組みます。主な変更点は表2のとおりです。

### ■人口・高齢者・高齢化率の推移(推計)(グラフ1)



### ■被保険者・要支援・要介護認定者認定率の推移(グラフ2)



### ■最寄りの地域包括支援センター(表1)

名称	所在地	担当圏域
地域包括支援センター北上中央	相去町高前檀6-14 (特別養護老人ホーム敬愛園内) ☎72-6178	黒沢尻東・黒沢尻西地区、相去・鬼柳地区
地域包括支援センターいとよ	村崎野12-74-28 (特別養護老人ホームいとよ内)☎81-4200	黒沢尻北地区、飯豊地区
地域包括支援センター展勝地	立花10-34-8 (岩手県交通「珊瑚橋」バス停前) ☎61-0225	二子・更木・黒岩地区、立花・口内・稲瀬地区
地域包括支援センターわっこ	和賀町長沼5-350-1 (老人保健施設まつみ内) ☎73-8844	江釣子地区、和賀地区

### ■制度の改正点(表2)

主な変更点	内容
特別養護老人ホームの入所要件の重点化	特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上の認定を受けている人となります。要介護1、2の人でやむを得ない事情により在宅生活が困難と認められる場合は入所可能です。
一定以上所得者の利用者負担の見直し	27年8月から一定以上所得のある利用者の負担が1割から2割へ引き上げられます。
補足給付の見直し	施設利用者の食費・居住費を補てんする特定入所者介護サービス費の給付の所得条件に、預貯金などが追加され、配偶者の所得も勘案することになります。

## ◆新しい介護保険料

27年度から29年度までの介護サービスに掛かる費用の見込みをもとに介護保険料を算出した結果、基準月額(第5段階)を5,170円と決めました。これまでの月額4,510円から660円(14.6%)上がります。

所得段階はこれまでの8段階(特例があるため実質10段階)から11段階となります。なお、第1段階から第3段階は、29年度に保険料額が軽減されます。

### ■27年3月まで

区分	基準額に対する割合	対象	月額(円)	年額(円)
第1段階	0.50	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人	2,255	27,000
第2段階	0.50	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人		
特例第3段階	0.65	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	2,932	35,100
第3段階	0.75	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	3,383	40,500
特例第4段階	0.95	住民税課税世帯だが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	4,285	51,400
第4段階	1.00	住民税課税世帯だが本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	4,510	54,100
第5段階	1.25	住民税課税対象者で合計所得金額が125万円未満の人	5,638	67,600
第6段階	1.40	住民税課税対象者で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	6,314	75,700
第7段階	1.60	住民税課税対象者で合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	7,216	86,500
第8段階	1.75	住民税課税対象者で合計所得金額が500万円以上の人	7,893	94,700

4月からの保険料額は次の表右のとおりに変わります。

※所得段階のうち、第1段階から第3段階については、29年度にそれぞれ下のとおりとなります。

区分	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
※1 第1段階	0.44	2,275	27,300
※2 第2段階	0.57	2,947	35,300
※3 第3段階	0.70	3,619	43,400

### ■27年度～29年度

区分	基準額に対する割合	対象	月額(円)	年額(円)
第1段階※1	0.45	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	2,327	27,900
第2段階※2	0.65	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	3,361	40,300
第3段階※3	0.75	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	3,878	46,500
第4段階	0.90	住民税課税世帯だが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	4,653	55,800
第5段階	1.00	住民税課税世帯だが本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,170	62,000
第6段階	1.20	住民税課税対象者で合計所得金額が120万円未満の人	6,204	74,400
第7段階	1.30	住民税課税対象者で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	6,721	80,600
第8段階	1.50	住民税課税対象者で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	7,755	93,000
第9段階	1.70	住民税課税対象者で合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	8,789	105,400
第10段階	1.90	住民税課税対象者で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	9,823	117,800
第11段階	2.00	住民税課税対象者で合計所得金額が1,000万円以上の人	10,340	124,000

## ◆保険料の使い道

27年度の介護保険給付費は約67億8,000万円です。内訳は居宅サービスに31億5,000万円、地域密着型サービス10億7,000万円、施設サービス22億2,000万円、その他(低所得者への対応など)3億4,000万円となっています(右グラフ参照)。

利用者負担や補足給付の見直しについては6月の広報きたかみでお知らせします。

### ■27～29年度介護保険給付費推計

